

多量排出事業者の処理計画書および実施状況報告書の作成・提出方法について

1. 対象事業者

(1) 大津市内における前年度の

①産業廃棄物の発生量が 1,000 t/年以上、 または
②特別管理産業廃棄物の発生量が 50 t/年以上

である事業場を設置している事業者は、本年度の処理計画書を作成し、6月30日までに提出してください。

【参考】

- (i) 「発生量」とは、前年の4月から本年3月までに事業場内で発生した産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処理前の合計量であり、自社処理を行っている産業廃棄物についても、その処理前の量で把握してください。
- (ii) ①および②の両方を生ずる事業場は、それぞれ別に積算してください。

(2) 処理計画書を提出した事業者は、計画年度の次年度の6月30日までに実施状況報告書を提出してください。

計画年度の産業廃棄物発生量が1,000 t/年未満（特別管理産業廃棄物の場合は50 t未満）の場合でも、実施状況報告書を提出していただく必要があります。

廃棄物処理法においては、対象事業者であるにも関わらず、処理計画書や実施状況報告書を提出しなかった場合や虚偽の記載をして提出した場合について、20万円以下の過料に処する罰則が設けられています。

2. 提出書類

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
処理計画書	産業廃棄物処理計画書 (様式第二号の八)	特別管理産業廃棄物処理計画書 (様式第二号の十三)
実施状況 報告書	産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第二号の九)	特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第二号の十四)

※ 様式は、大津市のホームページよりダウンロードしてください。

(様式第二号の十三、様式第二号の十四については、令和2年度より様式が変更されています。)

3. 提出方法

電子ファイルもしくは紙の書類のいずれの方法でも提出できますが、電子ファイルによる提出にご協力ください。 いずれの場合においても、提出書類はインターネットにより公表しますので、押印せずに提出してください。

(1) 電子ファイル(Excel、PDF、word)による提出

できる限りExcelデータを電子メール(メールアドレス：otsu1710@city.otsu.lg.jp)にて提出お願いします。

※ 様式を一枚ずつに分けずに、一つのデータファイルにまとめて送付してください。

※ 報告書と計画書は別々のデータファイルにして送付してください。

メールタイトルは「多量排出事業者 (株)〇〇 △△事業所」とし、本文には必ず担当者名と連絡先を記入してください。

- (2) 紙の書類による提出の場合は郵送または窓口への持参により提出してください。また、各書類1部ずつ提出してください。
(受領印が必要な場合は、2部ずつ提出してください。)

提出先：〒520-8575
滋賀県大津市御陵町3番1号
大津市役所環境部産業廃棄物対策課
TEL:077-528-2062
FAX:077-523-1560

4. 提出書類の公表

提出されました処理計画書および実施状況報告書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の7の規定に基づきインターネットの利用により公表されます。

提出された書類はPDF化した後、ホームページにて、公表いたします。

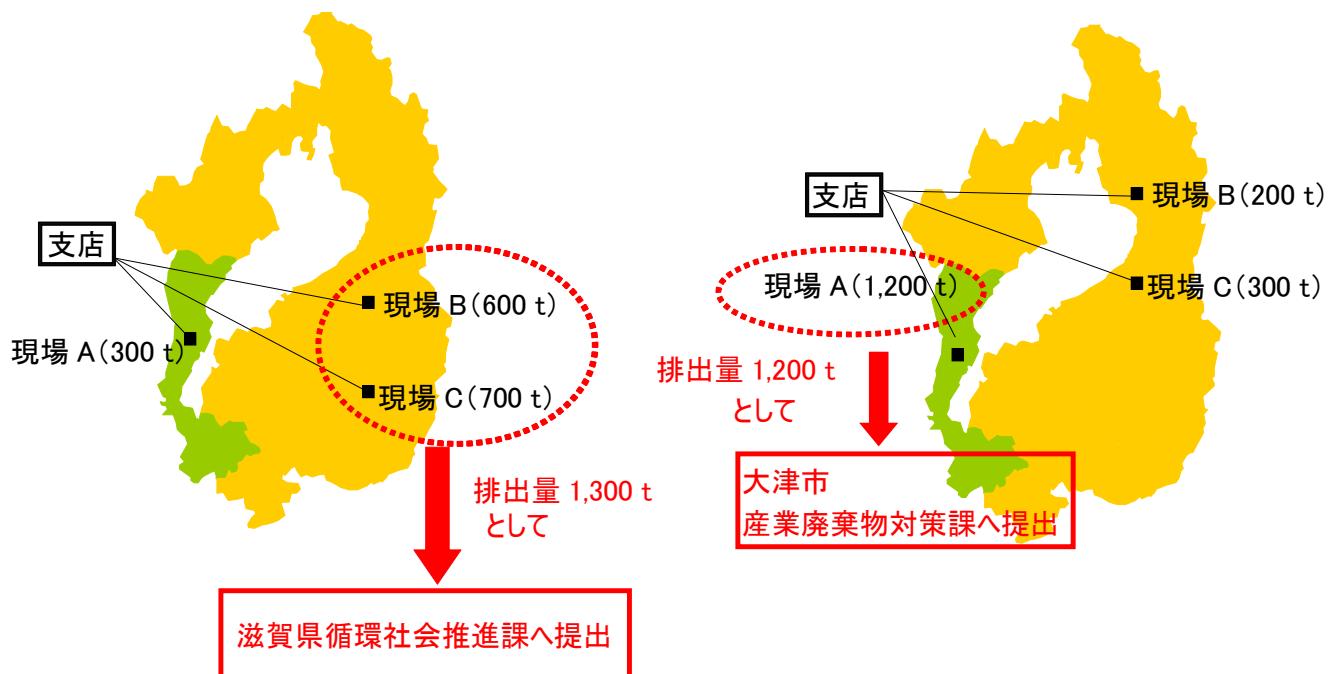
5. その他

建設業における処理計画書および実施状況報告書の提出先について、別紙を参考にしてください。

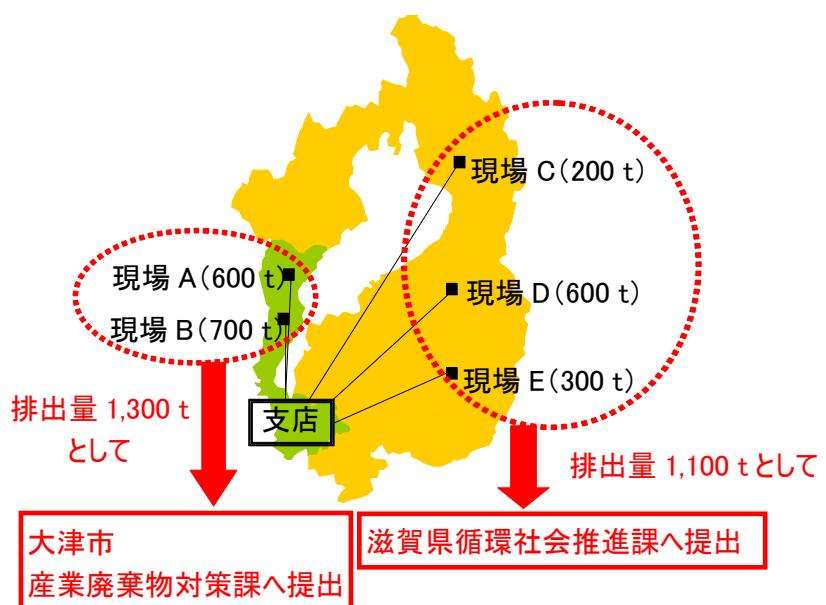
建設業の場合の処理計画書・実施状況報告書作成単位および提出先について

- 大津市区域（下図の緑色）と大津市を除く滋賀県全域（下図の黄色）、それぞれの区域における年間の排出量実績により、提出の必要性の有無が決まります。
- 提出の必要性の有無・提出先については、以下の例を参考にしてください。

計画書等を作成する支店が県外である場合



計画書等を作成する支店が大津市である場合



計画書等を作成する支店が守山市(滋賀県南部環境事務所が管轄)である場合

